

各務原市岐阜朝鮮学園運営補助金交付要綱

(平成12年5月15日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校法人岐阜朝鮮学園に係る教育の振興及び保護者の経費負担の軽減を図るため、各務原市岐阜朝鮮学園運営補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金は、学校法人岐阜朝鮮学園に対して交付するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、各務原市に在住する岐阜朝鮮初中級学校の児童生徒数に5,000円を乗じて得た額に、50,000円を加算した額とする。ただし、各務原市に在住する児童生徒が在籍しない場合は、補助しないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、各務原市補助金交付規則第4条第1項に規定する申請書に、各務原市に在住する岐阜朝鮮初中級学校の児童生徒の名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の用途)

第5条 この補助金は、学園運営に必要な教育設備及び教材・教具等の購入経費に充てなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年10月20日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。